

欧州特許庁
単一特許保護に関する規則
管理理事会特別委員会決定
2015年12月15日

目次

第 I 部 制度的規定

第 I 章 主題

規則 1 主題

第 II 章 管理理事会特別委員会

規則 2 権限及び義務

第 III 章 欧州特許庁長官の職務及び権限並びに欧州特許庁特別部門

規則 3 欧州特許庁長官の職務及び権限

規則 4 単一特許保護部

第 II 部 規則(EU)No. 1257/2012 及び No. 1260/2012 に基づき欧州特許庁が遂行すべき手続

第 I 章 単一効力の請求

規則 5 通則

規則 6 単一効力を求める請求の要件

規則 7 欧州特許庁による請求の審査

第 II 章 補償スキーム

規則 8 定義及び受益者

規則 9 補償の請求

規則 10 請求の審査及び補償の承認

規則 11 補償の水準

第 III 章 実施許諾用意

規則 12 特許所有者による陳述書の提出

第 IV 章 更新手数料

規則 13 欧州単一特許の更新手数料の納付

第 V 章 失効

規則 14 失効

第 III 部 公衆への情報提供

第 I 章 単一特許保護登録簿

- 規則 15 単一特許保護登録簿の設置
- 規則 16 単一特許保護登録簿への記入

第 II 章 公告

- 規則 17 欧州特許公報及び欧州特許庁公報
- 規則 18 翻訳文の公表
- 規則 19 統一特許裁判所の決定のファイルへの包含

第 IV 部 共通規定

- 規則 20 手続を支配する共通規定
- 規則 21 口頭審理
- 規則 22 権利の回復
- 規則 23 決定の形態
- 規則 24 中間見直し

欧州特許機構管理理事会特別委員会は、規則(EU)No. 1257/2012 及びNo. 1260/2012 を顧慮し、次の通り決定した。

第1条

下記に示す単一特許保護に関する規則が採択される。

第2条

当該規則は、規則(EU)No. 1257/2012 及び No. 1260/2012 の適用日において、規則(EU)No. 1257/2012 第18条第2項及び規則 No. 1260/2012 第7条第2項に従って効力を生じる。

2015年12月15日ミュンヘンにて作成

規則

単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する 2012 年 12 月 17 日欧州議会及び理事会規則(EU)No. 1257/2012 及び適用翻訳言語の取決めに関する単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する 2012 年 12 月 17 日理事会規則 No. 1260/2012 に関する(以後、「単一特許保護に関する規則」という)。

第 I 部 制度的規定

第 I 章 主題

規則 1 主題

(1) 参加加盟国は、ここに、規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条第 1 項にいう業務を欧州特許庁に委任する。当該業務の遂行に際し、欧州特許庁は本規則を適用するものとし、かつ、統一特許裁判所に関する協定第 32 条第 1 項(i)に基づいて提起された訴訟において統一特許裁判所が言い渡す判決に拘束されるものとする。

(2) 規則(EU)No. 1257/2012 及び(EU)No. 1260/2012 を含めて、本規則の規定と連合法の規定との間に不一致がある場合は、連合法の規定が優先する。

[解説：規則 1—主題]

1. EPC(欧州特許条約)第 142 条(1)の規定によれば、如何なる一群の締約国も、それらの国に対して付与された欧州特許はそれらの領域全体で単一の性格を有する旨を特別取決めにより規定することができる。規則(EU)No. 1257/2012 第 1 条は、同規則が EPC 第 142 条(1)の意味における特別取決めを構成する旨を規定している。更に、規則(EU)No. 1257/2012 第 3 条(2)は、欧州単一特許は単一の性格を有するとしている。従って、EPC 第 142 条(2)に従い、EPC 第 IX 部「特別取決め」の規定が適用される。

2. EPC 第 142 条(1)の意味における一群の締約国は、欧州特許庁(以後「EPO」という)に対し追加の業務(EPC 第 143 条(1)参照)を与えることができる。これら追加の業務(EPC 第 143 条(2)参照)を実行するために、一群の締約国に共通な特別部門を EPO 内に設けることができる。これらの原則に従って、提案された規則 1(1)は、本規則の主題を定義しており、それは規則(EU)No. 1257/2012 及び(EU)No. 1260/2012 に基づき EPO に委任された業務を実施するのに必要な規定を制定することである。これらの規則は、標題に示されるように、「単一特許保護に関する規則」として参照される。

3. 規則 1(1)は、規則(EU)No. 1257/2012 において規定される追加業務が本規則により EPO に委任されるとする。EPO は、これらの業務を遂行するに際し、統一特許裁判所に関する協定第 32 条(1)(i)に基づいて提起された訴訟において統一特許裁判所(UPC)が言い渡した判決に拘束されることになる。

4. 提案された規則 1(2)は、EPC 第 164 条(2)に合わせて作られた不一致規定を含んでいる。それは、規則(EU)No. 1257/2012 及び No. 1260/2012 の規定を含め、連合法が本規則の規定に優先することを保証している。本規則規定の解釈が 2 の(EU)規則を含む連合法に抵触する場合は、その解釈には従うことができず、EPO は不一致を解決するために、連合法に従う代替のものを提供しなければならない。

第 II 章 管理理事会特別委員会

規則 2 権限及び義務

- (1) 管理理事会特別委員会は、次を改正する権限を有する。
 - (a) 本規則
 - (b) 単一特許保護に係る手数料に関する規則
 - (c) 財務的又は予算的な種類の他の規則又は決定
 - (d) 委員会の手続規則
- (2) 管理理事会特別委員会は、規則 1(1)に従って欧州特許庁に委ねられた業務に関する活動の管理及び監督を確実に行う。

[解説：規則 2—特別委員会の権限及び義務]

1. 参加加盟国は、2013年3月20日の創立総会において、EPC第145条(1)の意味で、かつ、規則(EU)No. 1257/2012第9条(2)に従い、欧州特許機構管理理事会の特別委員会を創設した。
2. EPC第145条(2)は、管理理事会特別委員会の権限及び職務はEPC第142条(1)にいう一群の締約国により決定される旨を規定している。
3. 規則(EU)No. 1257/2012に従って、参加加盟国は、EPCにおいて引き受けた自らの国際的義務を果たすに際して、当該規則を確実に遵守し、かつ、その目的に向かって協力するものとする。更に、参加加盟国は、EPCの締約国としての資格において、規則第9条(1)にいう業務に関する活動の管理及び監督を確実にを行い、規則第12条に従う更新手数料の水準設定及び規則第13条に従う更新手数料の配分率の設定を確実に行うものとする。その目的のために、加盟国は、EPC第145条の意味における欧州特許機構管理理事会の特別委員会を設置する。
4. EPCにおいて規定されている管理理事会の権限(EPC第33条(1)(2)及び第46条参照)を反映して、特別委員会は、本規則、単一特許保護に係る手数料に関する規則、財務的又は予算的な種類の他の規則又は決定及びそれ自体の手続規則を改正する権限を有するべきであることが提案されている。
5. (2)は、特別委員会が、規則(EU)No. 1257/2012第9条(2)及びEPC第145条(1)に従って、EPOに委ねられた業務に関する活動の管理及び監督を確実に行う旨を規定している。
6. 構成員資格、議長資格、投票権及びその他特別委員会の手続及び機能に関するすべての問題は、特別委員会手続規則において制定される。

第 III 章 欧州特許庁長官の職務及び権限並びに欧州特許庁特別部門

規則 3 欧州特許庁長官の職務及び権限

規則 4 にいう単一特許保護部は欧州特許庁長官により管理され、長官は、その活動について、管理理事会特別委員会に対して責任を負う。この目的のために、EPC 第 10 条(2)及び(3)が準用される。

[解説：規則 3—欧州特許庁長官の職務及び権限]

1. 提案された規則 3 は、EPC において規定される長官の管理職務を繰り返し述べ、明確化し

ている。すなわち、EPC 第 143 条に基づき設置された特別部門(これは事実上規則 4(1)に基づく単一特許保護部である)を管理する(すなわち指示する)権限を提示している。規則 1(1)に基づき EPO に委ねられた業務は、この部の責任の下に遂行されることになる。

2. 提案された規則はまた、EPO 長官が単一特許保護部の活動について管理理事会特別委員会に対して責任を負う(EPC 第 10 条(1)も参照)とする EPC 第 145 条(1)に提示される原則も反映している。

3. EPC 第 143 条(2)に従って、EPC 第 10 条(2)及び(3)が準用される。

4. その結果、EPO 長官は、特に、内部管理通達の採択及び公衆への情報提供(EPC 第 10 条(2)(a)参照)を含めて、単一特許保護部の機能を保証するために必要なすべての措置を講じる。長官はまた、本規則の修正又は特別委員会の管轄内にある決定(EPC 第 10 条(2)(c)参照)に係る提案を特別委員会に提出する可能性も有する。これは、言うまでもなく、参加加盟国が特別委員会手続規則第 8 条(2)に従って何らかの提案を特別委員会に提出する可能性を害するものではない。更に、EPO 長官は、毎年、管理報告書を特別委員会に提出しなければならない(EPC 第 10 条(2)(e)参照)。

規則 4 単一特許保護部

(1) 欧州特許庁内において、EPC 第 143 条(2)の意味における特別部門として、単一特許保護部がここに設置される。

(2) 規則 1(1)に従って欧州特許庁に委ねられた業務は、単一特許保護部の責任の下に遂行される。

(3) 単一特許保護部の決定は、1 の法律資格を有する構成員により下される。

(4) 欧州特許庁長官は、単一特許保護部が遂行する職務であって法律的問題点を含まない職務の遂行を、法律資格を有さない職員に委ねることができる。

[解説：規則 4—単一特許保護部]

1. EPC 第 143 条(1)に基づいて、EPC 第 142 条(1)に規定する権限により一群の締約国は、EPO に追加の業務を与えることができる。EPC 第 143 条(2)に従って、一群の締約国に共通な特別部門を、これらの追加業務を遂行するために EPO 内に設置することができる。更に、EPC 第 143 条(2)は、EPO 長官が当該特別部門を指揮すること及び EPC 第 10 条(2)及び(3)が準用されることを規定している。最後に、EPC 第 145 条(1)に従って、管理理事会特別委員会は、EPC 第 143 条(2)に基づいて設置された特別部門の活動を監督する。

2. 当該特別部門が設置され、「単一特許保護部」と称されるべきことが提案されている。当該特別部門は、規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条第 1 項で言及され、参加締約国により規則 1(1)に基づいて EPO に委ねられた追加業務について責任を負う。EPC 第 15 条にいう部門は、EPO の通常の特許付与手続外にあるこれら追加業務について責任を負わない。従って、特別部門設置が必要となる。このことから、EPC において定められた手続を引き受ける部門、すなわち調査部、審査部、異議申立部及び法務部並びに審判部は、単一特許に関しては如何なる責任も負わない。特に、単一特許保護部門の決定に対する訴訟は、EPO 審判部ではなく、統一特許裁判所に提起しなければならない(UPC 協定第 32 条(1)(i)及び第 47 条(7)参照)。

3. 単一特許保護部の行う決定が主に法律的性格であることを考慮して、その決定は 1 の法律有資格者が下す(EPC 第 20 条(2)も参照)ことが提案されている。これは、UPC 協定第 32 条

(1) (i)に基づく訴訟を扱う中央部門の合議体が(3名)の法律資格を有する裁判官より成ることを規定するUPC協定第8条(6)と合致する。

4. (4)は、EPO長官は単一特許保護部のものとなり、かつ、法律的問題点を含まない個々の職務の遂行を、法律資格を有さない職員(すなわち方式職)に委ねることができる旨を規定している。その結果、一定の局面の手続は、EPO長官により決定されるべき条件の下で、例えば請求が争われていない場合又は職務に複雑な法律問題が含まれていない場合は、方式職に委嘱することができる。

5. 単一特許保護部に対しては、如何なる追加の管理基盤も要求されない。この部は、そのスタッフが、単一特許保護部が責任を負う業務と同一又は類似した業務を扱う、EPC第20条に基づく既存の法務部スタッフであるという意味において、事実上仮想の部である。この部は、こうして2種類の仕事をこなすことになり、単一特許保護部としての資格で、又は法務部としての資格で決定を行う。既存の基盤及び専門知識を使用することにより、追加費用は低く抑えることができる。

第 II 部 規則(EU)No. 1257/2012 及び No. 1260/2012 に基づき欧州特許庁が遂行すべき手続

第 I 章 単一効力の請求

規則 5 通則

(1) 欧州特許所有者の請求があったときは、単一効力が欧州特許庁により単一特許保護登録簿に登録される。

(2) 単一効力は、すべての参加加盟国で同一組のクレームについて欧州特許が付与されている場合にのみ登録される。

[解説：規則 5—単一効力の請求・通則]

I. 単一効力の登録のための要件

1. 単一特許保護は、手続上、規則(EU)No. 1257/2012 に基づき、欧州特許所有者が EPO に正式な請求を提出することにより取得されるという事実を(1)は反映している。

2. (2)は、単一効力を取得するための「実質的」要件を提示している。それは、規則(EU)No. 1257/2012 前文 7 と合わせて第 3 条(1)の文言に忠実である。すなわち、単一効力は、参加加盟国が UPC 協定を批准しているか否かを問わず、それらの国すべてに対して同一組のクレームについて欧州特許が付与されている場合にのみ登録される旨である。

3. 単一効力が単一特許保護登録簿に既に登録されている欧州単一特許の地域的な範囲は、規則(EU)No. 1257/2012 第 18 条(2)第 2 号に基づいて、すなわち登録日を参照して決定されなければならない。欧州単一特許が規則(EU)No. 1257/2012 第 18 条(2)第 2 号に基づく単一効力を有する参加加盟国は、単一特許保護登録簿において情報目的で表示される(規則 16(1)(g)参照)。

4. (2)に記載する 2 の共同要件(すなわち、付与された欧州特許におけるすべての参加加盟国の指定及びこれらすべての国に対する同一組のクレームの指定)のうちの 1 又は両方が満たされない場合は、EPO は単一効力を登録することができない(規則(EU)No. 1257/2012 第 3 条(1)及び前文 7 参照)。

5. 単一効力の請求に係る特定の手数料については、如何なる明白な導入許可も含まれていない。当該手数料は、規則(EU)No. 1257/2012 に規定されていない追加の方式的かつ財務的要件を構成するものであり、単一効力請求手続を不必要に複雑化し、従って遅延させることにもなる(それが不可避免的に不納付、部分納付又は遅延納付に繋がり、それにより救済、追加料金、請求が提出されなかったとみなされる場合の裁可等が必要となる)。実際上は、手続はできる限り簡素かつ魅力的なものとすべきである。

II. 同一又は異なる参加締約国に関する複数の所有者

6. 単一効力はまた、欧州特許が同一又は異なる参加加盟国に関する複数の所有者に付与されている場合において、当該欧州特許がすべての参加加盟国に関して同一組のクレームについて付与されたものである限り、請求することができる。手続上、その請求は、EPC 規則 151 いう共通の代理人を介して提出されなければならない(EPC 規則 151 が準用されることを規定している規則 20(2)(1)参照)。

規則 6 単一効力を求める請求の要件

(1) 単一効力を求める請求は、欧州特許公報における欧州特許付与の記載の公告後 1 月以内に欧州特許庁に提出されなければならない。

(2) 単一効力を求める請求は、手続言語により書面で提出し、かつ、次を含んでいなければならない。

(a) EPC 規則 41(2)(c)に規定されている、請求を行う欧州特許所有者(以後「請求人」という)の明細

(b) 単一効力が帰属する欧州特許の番号

(c) 請求人が代理人を任命している場合は、EPC 規則 41(2)(d)に規定する明細

(d) 規則(EU)No. 1260/2012 第 6 条第 1 項に基づき求められる次の通りの翻訳文

- 手続言語がフランス語又はドイツ語である場合は、欧州特許明細書の英語への完全翻訳、又は

- 手続言語が英語である場合は、欧州連合の他の公用語への欧州特許明細書の完全翻訳

[解説：規則 6—単一効力を求める請求の要件]

1. 規則 6 は、規則 5(2)に提示する「実質的」要件に対して、単一効力を取得するための方式要件を提示している。

2. 提案された規則 6(1)は、規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条(1)(g)に従って、単一効力を求める請求の提出に関して、付与の記載が欧州特許公報において公告された後延長不可能な 1 月の期限を規定している。

3. 方式上の不備を避けるために、EPO は、特許所有者に関連するすべての方式要件に対して注意を喚起するチェック・ボックスを含む、単一効力の請求提出用の適切な(電子)様式を提供する予定である。

4. 特許所有者が単一効力を求める請求の提出を怠る、すなわち、単一効力を求める請求を EPO に提出しない場合は、その者は、規則 6(1)に明示する期間に関して権利の回復を取得することができる。ただし、回復の請求は、EPC 第 87 条(1)に基づく優先期間に係る権利の回復(規則 22(2)参照)に類似して、前述の期間の満了から 2 月以内に提出しなければならない、懈怠した行為、すなわち単一効力を求める請求の提出もこの期間内に完了させなければならない(規則 22(3)参照)。遅延して、すなわち規則 6(1)に指定する 1 月期間満了後に提出された単一効力を求める請求に関しては、下記規則 7 の解説を参照。

5. (2)は、規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条(1)(g)に従って使用されるべき言語、特に手続言語及び EPC に基づく書面様式に係る要件を明示している。(2)(a)は、EPO が請求人の身元、すなわちその者が実際に特許所有者であるか否かをチェックできるようにする上で必要である。欧州特許番号は、単一効力が帰属する特許を特定するために必要である。(2)(c)は、代理人が任命されている場合に必要である。(2)(d)は、規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条(1)(h)及び規則(EU)No. 1260/2012 第 6 条(1)の経過的翻訳要件を提示している。それは、経過期間が終了次第削除されるべきものである。

規則 7 欧州特許庁による請求の審査

(1) 規則 5(2)に基づく要件が満たされ、かつ、単一効力を求める請求が規則 6 を遵守している場合は、欧州特許庁は、単一特許保護登録簿に単一効力を登録し、登録日を請求人に連絡

する。

(2) 規則 5(2)に基づく要件が満たされず、又は単一効力を求める請求が規則 6(1)を遵守していない場合は、欧州特許庁は請求を拒絶する。

(3) 規則 5(2)に基づく要件が満たされ、かつ、単一効力を求める請求が規則 6(1)を遵守しているが、規則 6(2)の要件を遵守していない場合は、欧州特許庁は、請求人に対し、延長不可能な 1 月の期間内に指摘された不備を補正するよう要請する。不備が期限内に補正されない場合は、欧州特許庁は請求を拒絶する。

[解説：規則 7—欧州特許庁による請求の審査]

1. 法的確実性の必要性に対処し、かつ、明瞭性のために、単一効力を請求し登録する手続は、できる限り簡単なものでなければならない。特に、この手続の全体の所要時間は、公衆、特許庁、裁判所(統一特許裁判所を含む)及びその他の国内当局が、単一効力が付与された欧州特許に帰属したか否かをできる限り早く知るべきであることを念頭に置いて、できる限り短くすべきである。更に、参加加盟国は、欧州特許の単一効力が登録されている場合に、欧州特許がそれらの国の領域内で国内特許としての効力を生じなかつたとみなされるようにしなければならないが故に、単一効力の迅速な登録に特別な関心を抱いている(規則(EU)No. 1257/2012 第 4 条(2)参照)。他方、単一効力を請求した特許所有者は、EPC により管理され、所有者が精通している他の手続の場合のように、請求に含まれる些少な方式上の不備を是正する可能性を取得すること及び EPC 第 113 条(1)に基づいて正当に聴聞を受けることに合法的な関心を抱いている。

2. (1)は、規則 5(2)及び規則 6 に基づき規定されたすべての要件(方式上及び実質的の両方)が満たされている場合を支配する。この場合、EPO は、単一効力を単一特許保護登録簿に登録し、その登録日を特許所有者に通知することができる。

3. (2)は、次の 3 のシナリオを支配する。

(a) 請求が規則 6(1)の 1 月期間内に提出され、規則 5(2)の実質的要件は満たされていない

(b) 請求が規則 6(1)の 1 月期間満了後に提出され、規則 5(2)の実質的要件は満たされている

(c) 請求が規則 6(1)の 1 月期間満了後に提出され、規則 5(2)の実質的要件は満たされていない。

特許所有者が単一効力の請求を提出していないということが起こり得る第 4 のシナリオであるが、この場合は、EPO が請求の不存在のため拒絶を発令することができないが故に、(2)の支配を受けない。このシナリオに関する更なる情報については、規則 6 の解説参照。

4. (a)から(c)までの場合は、EPO は、不備の補正のため更なる期限の設定をすることなく、単一効力を求める請求を拒絶する。そうする前に、EPO は特許所有者に意見を述べる機会を与える、すなわち請求人に対し EPC 第 113 条(1)(これは規則 20(1)に従って適用される)に基づいて意見を述べるよう要請する、少なくとも 1 の通信を発信しなければならない。(b)の場合は、請求人は、規則 6(1)に指定される 1 月期間に関する権利の回復を、当該期間満了から 2 月以内に請求できる可能性が与えられるべきであることが提案されている(規則 22(2)参照)。手続上、EPO は、請求の拒絶と共に、特許所有者に対し、その者がなお規則 6(1)に指定される期間に関し当該期間満了から 2 月以内に権利の回復を請求できる旨を通知する。

5. (3)は、規則 6(1)の 1 月期間及び規則 5(2)の実質的要件は満たされているが規則 6(2)の

方式要件の何れかが満たされていない場合を支配する。そのような場合は、EPO は、EPO に対する手続において通常するように請求人に対して、延長不可能な 1 月期間内に不備を是正する機会を与えることになる。請求人がこの期間を遵守しない場合は、権利の回復は排除される。他に利用できる法的救済は存在せず、単一効力の請求は拒絶される(規則 22(6)参照)、すなわち、EPO は最終決定を下し、これに対しては統一特許裁判所に訴訟を提起することができる(統一特許裁判所に関する協定第 66 条と共に第 32 条(1)(i)参照)。

第 II 章 補償スキーム

規則 8 定義及び受益者

(1) 英語、フランス語又はドイツ語以外の欧州連合公用語でなされた欧州特許出願の対象となる欧州単一特許の所有者は、その者の住所又は主たる営業所が欧州連合の加盟国内にあり、かつ、その者が(2)にいう法人又は自然人である場合は、翻訳費用の補償を受ける権原を有する。

(2) 翻訳費用の補償は、請求により、次の範疇の 1 に該当する特許所有者に付与される。

(a) 2003 年 5 月 6 日付欧州委員会勧告 2003/361/EC に定義された小規模及び中規模企業

(b) 自然人、又は

(c) 規則(EU)No. 1290/2013 第 2 条第 1 項(14)に定義された非営利組織、大学及び公設研究組織

(3) 特許に複数の所有者がある場合は、各所有者が(1)及び(2)にいう条件を満たす場合にのみ補償が認められる。

(4) 欧州特許出願又は欧州特許が単一効力の請求の提出前に移転された場合は、最初の出願人及び特許所有者の双方が(1)及び(2)にいう条件を満たす場合にのみ補償が認められる。

(5) (1)に規定される補償スキームは、英語、フランス語又はドイツ語以外の欧州連合公用語により当初受理官庁に提出された Euro-PCT 出願に対しても適用される。

[解説：規則 8—補償スキーム：定義及び受益者]

1. 規則 8(1)に基づいて、英語、フランス語又はドイツ語(EPO 公用語)以外の EU 公用語の 1 により行われた出願を基礎として付与された欧州単一特許の所有者に対し、その住所又は主たる営業所が EU 加盟国内にある限り、補償スキームの道が開かれている。

2. 地理的位置及び使用言語の他に、スキームの受益者は次の 1 に該当しなければならない。

(a) 小規模及び中規模企業(SMEs)

(b) 自然人、又は

(c) 非営利組織、大学及び公設研究組織

3. SMEs の定義は、零細、小規模及び中規模企業に関する 2003 年 5 月 6 日の欧州委員会勧告 2003/361/EC に規定されるものである。この勧告は、企業を、法的形態を問わず経済活動に携わる法人と定義している。零細、小規模及び中規模企業(SMEs)の範疇は、従業員 250 名未満、年間売上高 5000 万ユーロ未満又は年間総貸借対照表 4300 万ユーロ未満で、資本金の 25% 未満がそれ自体 SME ではない別の会社に直接又は間接に保有されている企業から構成される。

4. 非営利組織の定義は、研究及び革新のための枠組み計画への参加に係る規則を制定した規則(EU)No. 1290/2013 第 2 条第 1 項(14)に規定するそれである。これにより、「非営利法人」

とは、その法的形態により非営利であり、又はその株主若しくは個人会員に利益を配分しない法的義務を有する法人をいう。

5. 大学及び公設研究組織は、EU 文書では明確に定義されておらず、EPC 規則 6 の適用範囲修正の目的で規定されたこれらの団体の定義を反映して、EPO 通知に詳細が提示される (CA/97/13 Rev.1 及び 2014 年 1 月 10 日付 EPO からの通知 OJ EP02014, A23 参照)。

6. スキームに対する資格を得るために自然人又は SME を特許の共同所有者とするような濫用を防ぐために、規則 8(3)は、複数の所有者がある場合は、それらの各々が適格要件を満たすときにのみ補償が承認される旨を規定している。

7. 規則 8(1)は、特許出願をした同一法人により提出された補償請求を支配する。そのような場合においては、欧州特許出願がなされる時に適格基準を満たされなければならない。(4)は、出願又は特許の所有権が変更した後(例えば、移転又は合併により)に提出された補償請求を支配する。この場合、当初の出願人及び新たな所有者(補償請求のときは後者)の双方が国籍のみならず法人の種類に関しても適格基準を満たす場合にのみ、補償が承認されることになる。

8. 補償スキームは、EPO に提出された Euro-direct (欧州直接)出願に対して、及び規則 8(5)に明確に記載されているように、EU (EPO ではない)公用語により PCT 受理官庁又は国際事務局に当初提出された Euro-PCT に対しても適用される。EPC 第 153 条(2)に基づき、EPO が指定官庁又は選択官庁となる国際出願は、正規の欧州出願と法的に同等であり、規則 (EU)No. 1260/2012 第 5 条でもそのようなものとして取り扱われている。

規則 9 補償の請求

(1) 規則 8 に基づく補償の恩恵を受けようとする欧州特許所有者は、そのための請求を、規則 6 にいう単一効力の請求と共に提出しなければならない。

(2) 翻訳費用の補償請求は、欧州特許の所有者が規則 8(2)にいう法人又は自然人である旨の宣言を含まなければならない。

[解説：規則 9—補償の請求]

1. 所有者は、欧州特許付与後に、単一効力の請求と共に、補償請求を EPO に提出しなければならない。それは採択された本文と合致している。規則(EU)No. 1260/2012 前文 10 に基づき、補償は「欧州単一特許を取得した一定の出願人」に行くべきである。翻訳費用は実際に発生した後のいつか(3 年から 4 年)の時点で払い戻されるとはいえ、この事後の払戻の可能性は SMEs が単一保護を選択するための奨励金とみなすべきである。

2. 規則 9 は、補償請求は単一効力の登録請求と同時に、すなわち欧州特許公報における欧州特許付与の記載公告から 1 月以内(規則 6 参照)に、EPO に提出されなければならない旨を規定している。より長い提出期間は予想されていない。単一効力の請求様式は、補償請求用のボックスも含んでいるため、所有者は、単にボックスにチェックマークを付ければ済むことになる。

3. 所有者は、補償請求と共に、同人(及び所有権の移転が生じている場合には、当初の出願人)が規則 8 に基づく適格要件を満たしている旨の厳粛な宣言を提出しなければならない。同人は、この宣言を EPO 様式により作成しなければならない。EPO は、同人にその地位についての支持書類の提供を求めるとはせず、通常は、宣言の真実性の検証をしない。ただし、

EPO は、補償を承認する前に、抜き打ちの点検を行うことができる。

規則 10 請求の審査及び補償の承認

(1) 欧州特許庁は、欧州特許の単一効力を単一特許保護登録簿に登録し、補償請求を審査した後、特許所有者に対し当該請求が承認されたか又は棄却されたかを通知する。

(2) 一旦承認された補償は、状況の変化の結果として所有者が規則 8 に基づきその適格者でなくなったとしても、撤回されることはない。

(3) 庁が規則 9(2) に基づいて提出された宣言の真実性を疑う理由を有する場合は、庁は、特許所有者に対し同人が規則 8(2) の要件を満たしている証拠を提供するよう要請する。EPC 第 113 条(1) 及び第 114 条が適用される。

(4) 庁は、補償が虚偽の宣言に基づいて承認されたと判断する場合は、特許所有者に対し、期限が到来する次の更新手数料と共に、支払われた補償及び単一特許保護に係る手数料に関する規則に定められる管理手数料の金額より成る追加手数料を納付するよう要請する。この追加手数料が期限内に納付されない場合は、欧州単一特許は規則 14 に基づき失効する。

[解説：規則 10—請求の審査及び補償の承認]

1. EPO は、単一効力の請求が実際に提出されていること、すべての所有者が必要な宣言をしていること及び宣言の真実性に関して疑問の余地がないことを確かめるために、規則 10(1) に従い迅速に補償請求を審査する。これらの簡単な点検の後、EPO は、所有者に対し、補償を承認している旨を通知し、同人に補償を支払うことになる。補償は、欧州特許の単一効力が単一特許保護登録簿に登録されるまで支払うことができない。この補償は、欧州単一特許の更新手数料で埋め合わせられることになり、すなわち単一効力が単に請求されただけでなく登録されるまでは補償が承認されないことを意味する。

2. 補償が一旦承認されると、所有者は、その地位に何が生じようと、例えば SME 基準を満たさなくなったか、又は規則 8(2) に基づく適格要件を満たさない新たな所有者に自己の単一特許を移転するような場合にも、それを保持することになる。

3. ただし、EPO は、補償請求と共に提出された宣言の真実性について、例えば第三者からの通報により、規則 10(3) に基づく深刻な疑義を抱く場合は、その補償承認を例外的に再検討し、受益者に対して同人が適格基準を満たしている証拠(例えば、その者の貸借対照表の写し又は同人が何名を雇用しているかについての宣言)を提供するよう求めることができる。このときは EPC 第 113 条(1) 及び第 114 条に基づく手続が結果として生じる。

4. これらの手続の終わりに、虚偽の宣言が行われたと庁が信じる場合は、庁は規則 10(4) に基づき、受益者に対して、補償を承認する決定を見直したこと及び支払った金額を単一特許の次の更新手数料納付時に(多分 6 月の猶予期間内に)追加手数料の形式で返却するよう求めることを通知する。この追加手数料は、支払われた補償額に手続費用に見合う管理手数料を加えたものとなる。管理手数料は、単一特許保護に係る手数料に関する規則において、支払われた補償額の 50% に設定される。この追加手数料が期限内に納付されない場合は、その所有者の単一特許は規則 14(1) に基づいて失効する。

5. 庁が前述の補償スキーム手続を管理するに際して下した決定は、統一特許裁判所へ提訴することができる。

規則 11 補償の水準

翻訳費用の払戻は、単一特許保護に係る手数料に関する規則に従って、上限まで行われ、一括払形式で支払われる。上限は、EPC 規則 6 に基づく平均減額を考慮に入れて、欧州特許の平均の長さ及び 1 頁当たりの平均翻訳費用に基づいて設定される。

[解説：規則 11—補償の水準]

1. 補償の水準は、一括払の形式に固定されている。支払われた一括額は、規則 (EU)No. 1260/2012 第 5 条(1)に基づき、すべての翻訳費用払戻の上限を構成する。この上限未満の実際の翻訳費用に関しては、スキームは請求人に対して、規則 (EU)No. 1260/2012 第 5 条に規定されるものを超える財務上の利益をもたらす。
2. 払戻の上限は、欧州特許明細書の平均の長さ及び 21 の EU 言語ではあるが EPO の公用語ではない言語の 1 から英語、フランス語又はドイツ語へテキストを翻訳する平均費用を考慮に入れている。
3. 最後に、補償の水準は、EPC 第 6 条及び手数料に関する規則 (EPC) 第 14 条に基づき、同一範疇の出願人に関して、提出時及び審査中に承認される減額を考慮に入れている。
4. 単一特許保護に係る手数料に関する規則に定められている一括金額は、機械翻訳の技術的進歩により出願人がより安価に翻訳を入手できるようになるにつれ、定期的に見直されることになる。

第 III 章 実施許諾用意

規則 12 特許所有者による陳述書の提出

- (1) 欧州単一特許の所有者は、何人かが適切な対価と引換えにその発明をライセンシーとして使用することを許可する用意がある旨の陳述書を欧州特許庁に提出することができる。その場合、欧州単一特許の更新手数料であって陳述書受領後に期日が到来するものは、減額される。減額の金額は、単一特許保護に係る手数料に関する規則において定められる。陳述書は、単一特許保護登録簿に登録される。
- (2) (1)にいう陳述書の取下は、その旨を欧州特許庁に伝えることにより何時でも行うことができる。当該取下は、更新手数料の減じられた金額が欧州特許庁に納付されるまで効力を生じない。
- (3) (1)にいう陳述書は、排他的ライセンスが単一特許保護登録簿に登録されるか、又は当該ライセンスの記録が欧州特許庁において係属している限り、提出することができない。
- (4) (1)にいう陳述書が提出された後は、その陳述書が取り下げられた場合を除き、単一特許保護登録簿における排他的ライセンスの記録を求める如何なる請求も容認されない。

[解説：規則 12—特許所有者による陳述書の提出]

1. 規則 (EU)No. 1257/2012 第 8 条(1)は、欧州単一特許の所有者が、何人かに適切な対価と引換えにライセンシーとしてその発明を使用する許可を与える用意がある旨の陳述書を EPO に提出できることを規定している。同条(2)は、同規則に基づいて取得されたライセンスは、契約によるライセンスとして取り扱われることを規定している。規則 (EU)No. 1257/2012 第 11 条(3)に従って、同規則第 8 条(1)にいう陳述書の受領後期日の到来する更新手数料は減額さ

れる。同規則前文 15 は、特許所有者は同規則第 8 条(1)にいう陳述書を EPO が受領した時から更新手数料の減額を取得することを付け加えている。

2. 規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条(1)(c)は、EPO が第 8 条にいうライセンスに関する陳述書、それらの取下及び欧州単一特許の所有者が国際標準化団体においてしたライセンスの約束の受領及び登録の業務を与えられることを規定している。

3. 提案された規則 12(1)は、規則(EU)No. 1257/2012 第 8 条にいう陳述書提出の手続を規定し、更新手数料の減額が単一特許保護に係る手数料に関する規則において定められることを明示している。(2)は、規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条(1)(c)に沿って、所有者が何時でも陳述を取下げることができる旨を規定している。取下は、更新手数料の減じられた金額が EPO に納付された場合にのみ効力を有する。

4. (3)は、排他的ライセンスが登録簿に記録されている場合を取り扱っている。(4)は、陳述書が提出された後は、それが取り下げられた場合を除き、如何なる排他的ライセンスも記録することができない旨を規定している。

5. 統一特許裁判所に関する協定第 32 条(1)(h)に従い、裁判所は、規則(EU)No. 1257/2012 第 8 条に基づくライセンスに係わる補償訴訟に関して排他的管轄権を有する。従って、紛争の場合において、統一特許裁判所は、規則(EU)No. 1257/2012 第 8 条及び規則 8(1)にいう適切な補償額について、ライセンス契約の契約当事者の 1 から請求されたときは、これを決定しなければならない。

第 IV 章 更新手数料

規則 13 欧州単一特許の更新手数料の納付

(1) 欧州単一特許の更新手数料及びその遅延納付に係る追加手数料は、欧州特許庁に納付しなければならない。これらの手数料は、欧州単一特許付与の記載が欧州特許公報に公告された年に続く各年に関して納付しなければならない。

(2) 欧州単一特許の翌年に関する更新手数料は、欧州単一特許をもたらすに至った欧州特許出願の提出日の応当日を含む月の最終日に期限が到来する。更新手数料は、その期限の 3 月以上前には有効に納付することができない。

(3) 更新手数料が期限内に納付されない場合は、手数料はなお期限日から 6 月以内に納付することができるが、追加手数料もその期間内に納付することを条件とする。

(4) 欧州単一特許に関する更新手数料であって、規則 7(1)にいう通知から 3 月以内に(2)に基づき期限の到来するものは、なお、当該期間内に(3)にいう追加手数料なしに納付することができる。

(5) 欧州単一特許に関する更新手数料であって、欧州特許公報における欧州特許付与の記載の公告日から規則 7(1)にいう通知の日(これを含む)までの期間に(2)に基づき期限が到来した筈のものは、後者の日に期限が到来するものとする。この手数料は、なお、後者の日から 3 月以内に、(3)にいう追加手数料なしに納付することができる。

(6) EPC 規則 51(4)及び(5)を準用する。

[解説：規則 13—欧州単一特許の更新手数料の納付]

1. 規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条(1)(e)及び第 11 条に従って、提案された(1)は、欧州単一

特許に関して、EPO 更新手数料及び該当する場合は遅延納付の追加手数料を、単一特許保護に係る手数料に関する規則に定める金額により納付する義務を規定している。欧州単一特許の更新手数料は、特許付与の記載が欧州特許公報において公告された年に続く各年に関して納付しなければならない(EPC 第 141 条(1)参照)。

2. 提案された(2)は、更新手数料納付期日を規定しており、EPC 規則 51(1)の文言とほぼ同一である。提案された(3)は、EPC 規則 51(2)と完全に合致していて、更新手数料が期日又は期日前に納付されなかった場合の 6 月の追加期間を規定している。提案された(4)及び(5)は、欧州単一特許に係る最初の更新手数料納付のための特別期間を規定している。

3. 更新手数料が期日に納付されていない場合は、EPO は、厚意のサービスとして(EPC 規則 86 同様に)、欧州単一特許の所有者に対し、期日後の 6 月以内に当該手数料に追加手数料を加えたものを納付するという選択肢があって、その期間が既に開始していることをできる限り早く通知する。

4. 更新手数料が追加の 6 月期間内に納付されない場合は、EPO は、EPC 規則 112(1)(規則 20(2)(d)に従って準用する)に基づく通信を送付し、欧州単一特許の所有者に権利の喪失を通知する。その通信は、統一特許裁判所に関する協定第 32 条(1)(i)の意味内での決定を構成するものではなく、従ってそれに対して統一特許裁判所に訴訟を提起することはできない。追加の 6 月期間内に更新手数料を納付することの懈怠は、規則 22 に基づく権利の回復により是正することができる。

5. また、権利の喪失を引き起こした EPO の認定が不的確である場合は、EPC 規則 112(2)に基づく決定を求めて認定の見直しを請求することができ、前述の規則が準用される。その場合、当該決定に対する訴訟は統一特許裁判所に提起することができる。

6. 期限の計算は、現在の EPO 慣行に従って、EPC 規則 131 及び 134 に基づいて行われる。期日が、EPC 規則 134(1)(規則 20(2)(g)に基づいて準用する)の意味内で EPO が郵便を受領できない日に到来する時は、その期日は、延長可能な期間を構成するものでないが故に、変更されない。その代りに、有効な納付のための最終日がその後の最初の就業日まで延期される。

7. 更に、規則 13(3)の 6 月の追加期間は、EPO がその日に休日、郵便休止又はストライキのために郵便を受領できないとしても、規則 13(2)にいう月の最終日に開始する。ただし、EPC 規則 134(1)が 6 月の追加期間満了に適用され、有効な納付の最終日が最初の就業日まで延期される。

8. 規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条(1)(e)は、更新手数料及び遅延納付の追加手数料を徴収し管理するに際し、EPO はこれらの業務を EPO 内部規則に従って実行することを規定している。これら内部規則適用の目的は、一方で欧州特許出願及び欧州特許に関する EPO 手続、他方で欧州単一特許に関する手続の両者間の完全な調整である。従って、規則 13(3)(EPC 規則 51(2)と同一である)に基づいて追加期間を計算するときは、審判部の決定 J 4/91(公報 1992, 402 参照)に由来する EPO 内部規則が適用されるべきである。使用される方法が、期間、日付及び期限に適用される規則を決定する規則(EEC, EURATOM)No. 1182/71 に記載されたものと異なるとはいえ、これは、後者がその前文において明確に逸脱を規定しているという点で、前述の規則とは矛盾しない。その結果、追加手数料を伴った更新手数料の納付期間は、期日から 6 月目の最終日(規則 13(2)に照らして)に満了するのであり、期日に応ずる当該月の日ではない(規則 20(2)(g)に基づいて準用される EPC 規則 131(4)参照)。このように、計算は月の最終日から月の最終日までで行われる(最後から最後へ。例えば期日が 2 月 28 日である場合は、

6月期間の終わりは8月28日ではなく、8月31日である)。EPC規則134(1)の適用に関しては前述7.を参照。

9. 更新手数料及び該当する場合は追加手数料を納付しないことの結果は、規則(EU)No.1257/2012第11条(2)に従う、欧州単一特許の失効である(規則14(1)(b)参照)。失効は期日に効力を発する。

10. 提案された(4)は、EPC第141条(2)の内容に類似しており、2月の安全期間を3月に延長するものである。欧州単一特許に関する更新手数料であって、規則7(1)にいう通信の通知から3月以内に期日の到来するものは、なお、(3)にいう追加手数料なしに当該期間内に納付することができる。UPCがEPOの決定を覆し、EPOに単一効力の登録を命じる場合は、EPOは、特許所有者に対して規則7(1)に基づく通信を發し、単一特許保護登録簿への単一効力の登録日を通知する。これにより、追加手数料のない更新手数料納付のための3月期間が始まる。規則13(3)に基づく6月期間の進行は影響を受けることなく、期日から開始する。ただし、規則13(4)は、更新手数料が3月の安全期間内に納付された場合は、規則13(3)に基づく追加手数料を納付する必要はないという効果を有する。

11. 提案された(5)は、更新手数料が欧州特許付与後であるが単一効力の登録前に期日となる場合を対象としている。これは、特に、単一効力を登録する手続が、例えば権利回復の請求又は統一特許裁判所の関与により、長時間を要している場合に生じる。当該手続の終りに、単一効力を登録する決定がEPOにより特許所有者に最終的に通知された場合は、欧州単一特許は、規則(EU)No.1257/2012第4条(1)に従って欧州特許付与の記載が欧州特許公報に公告された日に効力を発する。この遡及効果のために(規則(EU)No.1257/2012前文8参照)、更新手数料は、欧州特許公報への欧州特許付与の記載の公告日に開始し、規則7(1)にいう通信の通知日(この日を含む)までの期間に関して満期になっている筈である。提案された(5)は、期日を前述の通知日に移動させ、追加手数料なしにこの通知から3月以内の更新手数料納付を可能にする。この期間内に不納の場合は、規則13(3)が適用される、すなわち手数料は、なお、通知日から開始する6月以内に、追加手数料なしに納付することができる。

12. 提案された(6)は、EPC規則51(4)及び(5)が準用されることを規定している。EPC規則51(4)は、欧州単一特許が更新手数料の不納により失効し、権利回復請求が成功した場合に係わっている。規則51(5)は、UPC協定第81条に基づく再審理請求又は再聴聞が成功した類似の状況を規定している。

第V章 失効

規則14 失効

(1) 欧州単一特許は次の場合に失効する。

(a) 欧州特許出願の出願日から20年

(b) 更新手数料及び該当する場合は追加手数料が適時に納付されていないとき

(2) 予定期間内に更新手数料及び追加手数料を納付するのを怠ったことによる欧州単一特許の失効は、更新手数料の納付期限日に生じたとみなされる。

[解説：規則14—失効]

1. 提案された規則は、欧州単一特許が失効する状況を要約している。提案された規則

14(1) (a)は、欧州特許の存続期間は出願日から 20 年と規定する EPC 第 63 条(1)を反映している。(1) (b)は、更新手数料及び該当する場合に追加手数料の適時の納付がない場合を対象としている(規則(EU)No. 1257/2012 第 11 条(2)参照)。

2. (1) (b)にいう場合における失効の効力発生日を特定すべきことが提案されている。その場合、欧州単一特許の失効は、更新手数料納付の期日に生じたとみなされる。

第 III 部 公衆への情報提供

第 I 章 単一特許保護登録簿

規則 15 単一特許保護登録簿の設置

(1) 規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条第 1 項(b)に規定する単一特許保護登録簿が、EPC 第 127 条に基づき欧州特許庁が維持管理する欧州特許登録簿の特別な部分として、ここに設置される。

(2) 単一特許保護登録簿への記入は、欧州特許庁の 3 の公用語により行われる。疑義のある場合は、手続言語による記入が真正なものとなる。

[解説：規則 15—単一特許保護登録簿の設置]

1. 下記規則 16 に基づく解説参照。

規則 16 単一特許保護登録簿への記入

(1) 単一特許保護登録簿は、次の事項を含まなければならない。

- (a) 欧州特許付与の記載の公告日
- (b) 欧州特許の単一効力を求める請求の提出日
- (c) EPC 規則 41(2)(d)に規定する欧州特許所有者の代理人の明細。数人の代理人がいる場合は、最初に名前を挙げられた代理人の明細のみで、これに「及びその他」の語を続け、また EPC 規則 152(11)にいう団体の場合は、その団体の名称及び宛先のみ
- (d) 欧州特許の単一効力の登録に関する決定の日付及び趣旨
- (e) 欧州特許の単一効力の登録日
- (f) 規則(EU)No. 1257/2012 第 4 条第 1 項に従う欧州単一特許の発効日
- (g) 欧州単一特許が規則(EU)No. 1257/2012 第 18 条第 2 項に従って単一効力を有する参加加盟国
- (h) EPC 規則 41(2)(c)に規定される、欧州単一特許の所有者の明細
- (i) 特許の出願人及び所有者が指定した発明者の姓名及び住所、ただし、発明者が EPC 規則 20(1)に基づいて記載される権利を放棄した場合はこの限りでない。
- (j) 欧州単一特許に関する権利及び当該権利の移転であって、本規則においてそれらが関係当事者の請求により記録されることを規定している場合
- (k) 欧州単一特許の所有者が、規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条(1)(c)に従って、国際標準化団体においてしたライセンスの約束(所有者がその登録を請求した場合)
- (l) 規則 12 に規定される陳述書の提出日及び取下日
- (m) 欧州単一特許の失効日
- (n) 欧州単一特許に係る更新手数料納付のデータ(これには、規則 13(3)に従う追加手数料に関するデータも含まれる)
- (o) 統一特許裁判所での手続に関して欧州特許庁に伝達された情報の記録
- (p) 参加加盟国の中央工業所有権庁、裁判所及びその他当局により欧州特許庁に伝達された情報の記録
- (q) 統一特許裁判所が下した、欧州単一特許の有効性に関する決定の日付及び趣旨

- (r) 権利の回復請求の受領日
 - (s) 権利の回復請求の拒絶
 - (t) 権利の回復日
 - (u) 手続の中止及び再開の日
 - (v) 欧州単一特許により保護される製品に対する補充的保護証明書の有効性に関する決定の発行日、満了日、日付及び趣旨並びにそれを発する参加加盟国
 - (w) 規則(EU)No. 1257/2012 第 7 条第 1 項(b)に従う欧州特許出願の提出日における出願人の営業所に関する情報であって、欧州特許又は欧州単一特許の所有者により提供されたもの
- (2) 欧州特許庁長官は、(1)にいう項目に追加する項目の記入が単一特許保護登録簿になされることを決定することができる。

[解説：規則 16—単一特許保護登録簿への記入]

I. 通則

1. 規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条は、参加加盟国が、EPC 第 143 条の意味内で、EPO に対し EPO の「内部規則」に合致して実行すべき若干の追加業務を与えることを規定している。規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条(1) (b)に従って、これらの業務には単一特許保護登録簿の欧州特許登録簿への組入れ及びその管理が含まれる。規則(EU)No. 1257/2012 第 2 条(e)は、「単一特許保護登録簿とは、欧州特許登録簿の一部を構成する登録簿であって、欧州単一特許の単一効力及び制限、ライセンス、移転、取消又は失効が登録されるものをいう」旨を明示している。
2. 前記規定に従って、規則 15 は、単一特許保護登録簿が EPC 第 127 条に基づき EPO の維持管理する現在の欧州特許登録簿の一体化しているが、特別な、すなわち専用の部分として設置される旨を規定している。
3. 法的確実性及びユーザーに対する透明性のために、欧州単一特許について要求されるすべての記入事項を対象として、単一特許保護登録簿が欧州特許登録簿の別個の部分として設置される。これは、単一特許保護登録簿のオンライン構築において適切に反映される。従来の欧州特許登録簿と単一特許保護登録簿との間の強力な相互作用(例えば、連結により)は、ユーザーによる取り扱いをスムーズなものとする。統一特許裁判所の登録簿に対しても適切なリンクが構想されている。

II. 単一特許保護登録簿への記入事項

4. 単一特許保護登録簿は、規則(EU)No. 1257/2012 に明確に定めるすべての事項、特に単一効力が登録された事実及びその登録日を含まなければならない。ただし、規則(EU)No. 1257/2012 の、単一特許保護登録簿への記入事項一覧は網羅的というには程遠いが故に、追加記入事項の一覧を設定することが提案されており、モデルとなる規定は、EPC 規則 143(1)である。

III. 移転、ライセンス及びその他の権利並びに法的執行手段の登録手続(規則 20(2) (b)と併せて規則 16(1) (j))

5. 規則(EU)No. 1257/2012 は、移転、ライセンス及びその他の権利(例えば対物権、質権、担保権等)を登録する手続に関し、及び特に要求された請求、書証及び管理手数料に関する法的

執行手段に関して如何なる規定も含んでいない。

6. 従って、単一特許保護登録簿への記入事項には EPC 規則 22 から 24 までを準用することが提案されている(規則 20(2)(b)参照)。これは、現在の EPO 慣行との完全な合致を確保するものである。これに応じて、規則 16(1)(j)は、欧州単一特許に関する権利及び当該権利の移転は、本規則(規則 20(2)(b))に従って準用する EPC 規則 22 から 24 までを含む)がそれらのものを関係当事者の請求により登録すべきと規定している場合は、登録される旨を規定している。規則 16(1)(j)及び規則 20(2)(b)は、すべての種類の国内権利及び法的執行手段が単一特許保護登録簿に記録できるものとするために、広義に解釈すべきである(規則(EU)No. 1257/2012 第 7 条参照)。

7. 欧州単一特許は、すべての参加加盟国に関してのみ移転することができる(規則(EU)No. 1257/2012 第 3 条(2)参照)。欧州単一特許の移転は、関係当事者の請求により、及び当該移転が生じたことを EPO に納得させる書類の作成を以て、単一特許保護登録簿に記録される。所定の管理手数料が納付されるまで請求は提出されたとみなさない(EPC 規則 22(1)及び(2)参照)。

8. 移転を証明するのに相応しい如何なる種類の書証も容認される。これには、移転文書そのもの(原本又はその写し)又はその他の公式書類若しくはその抜粋のような公式証拠文書が含まれるが、それらが移転を直接に立証するものであることを条件とする。疑義のある場合は、EPO はその書類の認証謄本を要求することができる。原書類が EPO の 3 の公用語の 1 によらない場合は、EPO は、公用語の 1 への認証翻訳を要求することができる。移転を立証する契約の両当事者が署名した宣言でも十分である。

9. 証拠基準に関する前記原則は、ライセンス及び対物権の登録にも適用される。ただし、法的執行手段の登録には、文書(原本又は写し)そのものが要求される。

10. 提出された証拠が不十分と認定される場合は、EPO は移転を請求した当事者に通知し、指摘された不備を是正するよう要請する。請求が EPC 規則 22(1)の要件を満たす場合は、当該移転は、請求、要求された証拠又は手数料のうち最後に EPO が受領した日を以て登録される。単一特許保護登録簿への記入に関する管轄部門は、単一特許保護部である。

11. 欧州単一特許は、参加加盟国の領域全体又は一部に関してライセンスすることができる(規則(EU)No. 1257/2012 第 3 条(2)参照)。それは、すべての参加加盟国に関して、対物権を生じさせ、法的執行手段の主題となることができる(規則(EU)No. 1257/2012 第 7 条参照)。更に、欧州単一特許の強制ライセンスは、参加加盟国のそれぞれの領域に関するそれらの国の法律に支配される(規則(EU)No. 1257/2012 前文 10 参照)。欧州単一特許に影響する当該権利の付与、設定又は移転及び法的執行手段の登録には、EPC 規則 22(1)及び(2)も適用される(EPC 規則 23(1)参照)。

12. ライセンスは、出願人及びライセンシーが要求する場合は、排他的ライセンスとして単一特許保護登録簿に記録される。ライセンスは、自己のライセンスが単一特許保護登録簿に記録されているライセンシーが付与する場合は、サブ・ライセンスとして記録される(EPC 規則 24(a)及び(b)参照)。証拠基準に関しては解説 8 及び 9 参照。

13. 請求があったとき及び所定の管理手数料納付を条件として、ライセンス又は他の権利の登録は、権利が失効している若しくは無効と宣言されていることを EPO に納得させる書類又は権利の所有者であって同人が取消に同意する旨の宣言の提示により、取り消すことができる(EPC 規則 23(2)参照)。

IV. ライセンスの約束の登録：欧州単一特許所有者の明白な請求によってのみ(EPC 規則 16(1) (k) 参照)

14. 規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条(1) (c)に従って、参加加盟国は EPO に対し、欧州単一特許の所有者が国際標準化団体においてしたライセンスの約束を受領して登録する業務を与える。

15. 単一特許保護登録簿においてライセンスの約束を公表することは、一定の標準を実施することに関係する当事者に対し、特許番号、特許クレーム、ライセンスについて連絡すべき所有者及びライセンスの約束の種類を概観することを可能にする。このことは、標準の広範な採用を成功させるために、及び標準の実施者に、特許された技術がそれらのライセンスを求める当事者に利用可能であるという確信を提供するために必要な二者間交渉を容易にすることができる。

16. 従って、標準必須特許の所有者にとって、ライセンスの約束が標準協会内のみならず、単一特許保護登録簿における公表を通じて外部の世界でも公開される利点がある。ライセンスの約束の登録簿への記入は、任意であって管理手数料の納付を条件とせず、特許所有者の明白な請求があったときにのみ行われる(規則 16(1) (k) 参照)。特許所有者が欧州及び国際標準化団体においてしたライセンスの約束を登録する目的で正確にはどのような情報を提出すべきかに関しては、追加情報が EPO により公表される。

17. ライセンスの約束の結果として、ライセンスが、欧州単一特許の所有者により一旦付与されると、このライセンスは、規則 22 から 24 まで(準用する)に基づき前述した単一特許保護登録簿に登録することができる。

V. 規則(EU)No. 1257/2012 第 7 条(1) (b) (規則 16(1) (w))の意味における営業所の任意表示

18. ユーザーは、欧州単一特許を財産権の対象とする規則(EU)No. 1257/2012 第 7 条(1) (b)に従って、欧州特許出願の提出日における出願人の営業所を単一特許保護登録簿に表示することの実務的有用性を指摘している。この表示は、EPO を指定又は選択する PCT に基づく国際出願(Euro-PCT 出願)の出願人又は欧州特許出願の出願人が、規則(EU)No. 1257/2012 第 7 条(1) (a)に従って出願日時点で参加締約国の 1 に主たる営業所を有しない場合に有益であると考えられる。そのような場合は、欧州単一特許の所有者は、完全に任意で、規則(EU)No. 1257/2012 第 7 条(1) (b)に従って出願人の営業所に関する情報を EPO に提供することができる。単一特許保護登録簿における営業所の表示は、規則(EU)No. 1257/2012 第 7 条に基づく適用法に関して如何なる法的効果も有せず、単なる情報に留まる。

VI. 登録簿への追加事項に対する委任条項

19. 効率のために(2)が提案され、それは、EPO 長官が(1)にいう記入事項に追加される事項を単一特許保護登録簿に記入することを許可する EPC 規則 143(2)と同等の規定を定めている。このことは、(1)にいう記入事項を長官が修正し、削除することはできないことを意味する。

20. 良好な特許情報政策のためには、欧州特許登録簿を、その将来の特別部分、すなわち単一特許保護登録簿を含めて、ユーザーの進化するニーズに適応させるように絶えず改良し、向上させる必要がある。特別委員会にありとあらゆる些少な追加登録事項について単一特許保護に関する規則を修正するよう求めることは重荷となり、非効率的である。

21. これは、EPC 規則 143(2)の論理的根拠にもなっていて、欧州特許登録簿に記入事項を付加する可能性を長官に与えている。例えば長官は、補充的欧州調査報告書の発送日、欧州調査報告書が作成された後露見した新たな文献又は欧州特許の制限若しくは取消の請求日のような若干の事務事件を、決定を介して付加することを決定した。本規則の適用上、これらの追加記入事項は、例えば、規則(EU)No. 1257/2012 第 7 条に基づく財産権の対象としての欧州単一特許に適用される関連の国内法により要求される記入事項を含むことができる。

第 II 章 公告

規則 17 欧州特許公報及び欧州特許庁公報

(1) EPC 第 129 条(a)にいう欧州特許公報は、明細であってその公表が本規則、管理理事会特別委員会議長又は欧州特許庁長官により規定されているものを、特別部分として含まなければならない。

(2) EPC 第 129 条(b)にいう公報(オフィシャル・ジャーナル)は、管理理事会の特別委員会又は欧州特許庁長官により発行された一般的性格の通知及び情報並びに単一特許保護の実施に関連する他の情報を、特別部分として含まなければならない。

[解説：規則 17—欧州特許公報及び欧州特許庁公報]

1. EPC 第 129 条(a)は、明細であって、EPC、EPC の実施規則又は EPO 長官が公表を定めるものを含む欧州特許公報を、EPO が定期的に刊行することを規定している。
2. 明らかに、EPC 第 129 条(a)において、本規則への参照は現在のところ行われていない。その結果、当該参照を明確に行い、それにより、本規則に定める全ての明細を欧州特許公報(書誌的データ及び EPC 規則 143 に規定するデータを含む)において公表する特別規定が必要と思われる。単一特許保護登録簿及びファイル閲覧の場合のように、欧州特許公報において単一特許記入事項用の専用章を設けることは理にかなっている。
3. 特別委員会及び EPO 長官がいずれ単一特許保護に関する決定を下すときは、関連テキストは、EPO 公報の専用章において公表されることになる。

規則 18 翻訳文の公表

欧州特許庁長官は、規則 6(2) (d)にいう翻訳文の公表形式及び含めるべきデータを決定する。

[解説：規則 18—翻訳文の公表]

1. 規則(EU)No. 1260/2012 の適用日から開始する最大 12 年の移行期間中、単一効力を求める請求は当該規則第 6 条に従って明細書の翻訳文と共に提出されなければならない。
2. 規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条に従って、規則(EU)No. 1260/2012 第 6 条(2)に基づき、参加加盟国は、EPC 第 143 条の意味内で、単一効力の請求が提出された日後できる限り速やかに(1)にいう翻訳文公表の業務を EPO に与える。当該翻訳文は如何なる法的価値も有せず、単に情報目的のみである。
3. 翻訳文は電子形式で公表されるべきことが提案されている。EPO 長官は、当該電子公表のための適切な形式を選択する権限を有する。これは、欧州単一特許に関するファイルの公共部分に翻訳文を含めて、公衆がオンラインで閲覧できるようにすることから構成することが

できる。

規則 19 統一特許裁判所の決定のファイルへの包含

欧州特許庁は、統一特許裁判所から送付されて来た欧州単一特許に関する同裁判所の決定(規則 1 にいう決定を含む)の写しを、欧州単一特許に関するファイルに含め、閲覧に供するものとする。

[解説：規則 19—統一特許裁判所の決定のファイルへの包含]

1. 公衆への通知のために、統一特許裁判所の下した決定は、欧州単一特許に関するファイルに含めて、そこで閲覧に供すべきである。
2. 規則 19 は、総括的条項として表されており、規則 1 にいう決定(すなわち、統一特許裁判所に関する協定第 32 条第 1 項(i)に基づき提起された訴訟において裁判所が下した決定)を含めて、欧州単一特許に関する決定のファイルへの包含を認めている。この枠組に基づいて、裁判所の如何なる決定も、統一特許裁判所に関する協定及び統一特許裁判所の手続規則に従って、EPO のファイルに含めることができる。
3. 例えば、統一特許裁判所に関する協定第 65 条(5)は、裁判所が最終決定において特許を全体として又は部分的に取り消した場合は、裁判所はその決定の写しを EPO に送付することを規定している。EPO は、当該写しを、欧州単一特許に関するファイルに含め、欧州単一特許が部分的に取り消されている新たな明細書を公表することは特にしない。

第 IV 部 共通規定

規則 20 手続を支配する共通規定

- (1) 次の EPC 規定を、改定された態様で準用する：第 14 条(1)，(3)及び(7)，第 113 条(1)，第 114 条，第 117 条，第 119 条，第 120 条，第 125 条，第 128 条(4)，第 131 条，第 133 条，第 134 条(1)，(5)及び(8)。
- (2) EPC 規則の次の規定を、改定された態様で準用する。
- (a) 規則 1 及び 2；他に規定がない場合は，規則 3(1)第 1 文，規則 3(3)，規則 4 及び 5
 - (b) 規則 22 から 24 まで
 - (c) 規則 50(2)及び(3)
 - (d) 規則 111(1)，規則 112 及び 113
 - (e) 規則 115，規則 116(1)，規則 117 から 124 まで
 - (f) 規則 125 から 130 まで
 - (g) 規則 131，規則 133(1)，当該規定にいう書類が期間満了後 1 月以内に受領されている旨のただし書きに従うことを条件とする，規則 134
 - (h) 規則 139 第 1 文及び規則 140
 - (i) 規則 142
 - (j) 規則 144 から 147 まで
 - (k) 規則 148 から 150 まで
 - (l) 規則 151 から 153 まで
- (3) (1)及び(2)にいう規定を準用するときは，「締約国」という用語は EPC の締約国を意味するものと解釈する。ただし，第 125 条では例外的に参加加盟国を意味すると解釈される。
- (4) 本規則に基づいて準用される EPC 規定を含めて，本規則が「指定されるべき期間」というときは，この期間は欧州特許庁により指定されるものである。別段の規定がある場合を除いて，欧州特許庁により指定される期間は，1 月未満でも 4 月を超えるものでもない。

[解説：規則 20—手続を支配する共通規定]

I. 通則

1. 規則(EU)No. 1257/2012 は，参加加盟国が，EPO の「内部規則」に従って遂行されるべき若干の追加業務を，EPC 第 143 条の意味内で EPO に与えることを規定している。明瞭性及び確定性，すなわち法的確実性のために，また EPC のすべての手続が現在の文脈に関連しているわけではないが故に，EPC の手続規則(条約及び施行規則の双方に由来する)であって，本規則の目的に適合するものの一覧が提供されるべきことが提案されている。結果として，規則 1 に基づき EPO に委ねられた業務の純粋に手続的な局面に関して，規則 20 に列挙された EPC 規定及び本規則の他の部分でいう規定(例えば，EPC 規則 51(4)及び(5)を参照する規則 13(6)参照)のみが適用される。
2. 選ばれた立法技術，すなわち関連する EPC 規定への動的参照は，現在の EPC 手続及び関係する慣行との自動的かつ完全な合致を可能にする。従ってそれは従来の EPO 手続に精通したユーザーに対して法的確実性及び明瞭性を提供する。立法の観点から，動的参照は，EPC 手続規則が，EPO 手続を改良するために管理理事会により修正されたときはいつでも，これらの変更が特別委員会による採択を必要とすることなく，自動的に本規則の目的に適用される

ことを確保する。

3. 例外的な場合においてのみ、若干の EPC 規定が単一特許保護に関する手続のニーズに合わせて表現を変えられ、適合させられている。これは特に、理事会規則の目的(すなわち単一効力請求手続の全体の時間を法的確実性のために合理的に短縮すること)に沿って短縮されている全ての期限について当てはまることである。

4. 一部の EPC 規定の適用可能性は、時に、この規則を実施する上で EPO 長官への権限移譲を意味する。例えば、「ファイルのうち閲覧から除外すべき部分」を扱う EPC 規則 144(d) の実施に関して、EPO 長官が、一部の書類の閲覧が例えば個人的又は経済的利益を損ない兼ねないとして、それらの書類を閲覧から除外する決定を下した場合である。この決定はまた、準用される関連する EPC 規則に基づいて下されたが故でも適用される。繰り返すが、目標は、並行手続及びそこから生じる高コストを避け、EPO 手続に精通したユーザーに対して法的確実性及び単純性をもたらすために EPO 手続との完全合致を図ることである。

5. 規則 20(3)に従い、(1)及び(2)にいう規定を準用するときは、「締約国」という用語は、EPC の締約国を意味するものと解釈すべきである。ただし、EPC 第 125 条は例外で、そこでは、参加加盟国を意味するものと解釈すべきである。従って、EPC 第 119 条、第 131 条、第 133 条及び第 134 条(1)、(5)及び(8)、EPC 規則 148 から 150 までにいう「締約国」は、EPC の締約国を意味する。

II. 言語体系

6. EPC 第 14 条(1)は EPO の公用語を決定しており、EPC 第 14 条(3)は「手続言語」を定義している。両規定とも規則 20(1)に定めるように適用される。ただし、単一効力を求める請求は手続言語により提出されなければならない(規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条(1)(g)及び規則 6(2)参照)。これは、EPO の 3 の公用語のいずれかを書面手続において原則として使用することができる(EPC 規則 3(1)参照)EPC 体系からの逸脱である。従って、別段の規定がある場合を除いて、EPC 規則 3(1)第 1 文(及び EPC 規則 3(3))を準用すべきことが提案されている。

7. 結果として、EPO に対する書面手続における言語に関しては、如何なる当事者も、単一効力の請求書そのもの(これは手続言語によらなければならない)を除き、EPO の何れかの公用語を使用することができる。実際には、ユーザーは単一効力を請求するときに、とりわけ、EPO の 3 の公用語による請求を含む専用様式に記入することになる。

8. 単一効力の請求に関して簡単な手続における遅延を避けるために、1 月内に翻訳文を提出することを条件として書類が認容可能な非 EPO 言語により期限内に提出されることを許容する EPC 規定は適用されない(EPC 第 14 条(4)、EPC 規則 3(1)第 2 文、及び EPC 規則 6(2)参照)。結果として、例えば、認容される非 EPO 言語により権利の回復請求を提出し、かつ、1 月内に翻訳文を提出することはできない。これは EPC に支配される手続とは対照的である。ただし、実際には、この可能性は、権利の回復請求又は一定期間内に不備を是正するよう求める EPO の要請に対する応答には殆ど使用されない。

III. ファイル閲覧並びにファイルの構成、維持及び保存

9. 単一効力の登録手続に関する書類及び欧州単一特許に関する書類は、公衆のファイル閲覧に供されなければならない。このため、欧州特許出願及びそこから生じた欧州特許に関する既存の電子ファイルに特別な部分を創設すべきことが提案されている。

10. 当該目的のために、EPC 第 128 条(4)が欧州単一特許に準用されるべきことが提案されている。結果として、欧州単一特許に関するファイルは、EPC 規則 144 から 146 まで(これらも準用する)に規定する手順及び制限に従うことを条件として、請求により閲覧することができる。

11. ファイルの構成、維持及び保存に関しては、EPC 規則 147 の準用が提案されている。

IV. 代理

12. EPC 第 133 条及び第 134 条(1), (5)及び(8)並びに EPC 規則 151 から 153 までを準用すべきことが提案されている。換言すれば、本文脈に関連しない職業代理人の一覧に関する若干の規定を除き、殆ど全体に亘り変わらない EPO 体系が適用されるということである。前記 5 に解説したように、EPC 第 133 条及び第 134 条において使用されている「締約国」という用語は、EPC の締約国を意味し、強化された協力に参加する加盟国のことではないと解釈すべきである(規則 20(3)参照)。

13. このことは、例えば、スペインに営業所を有するスペイン企業は、単一効力の請求提出及び欧州単一特許に関する他のすべての手続の目的で、職業代理人による強制代理の対象外を意味する。ただし、法人がその主たる営業所を EPC 締約国内に有しない場合は、その法人は、職業代理人により代理され、単一効力の請求の提出行為を含めて、欧州単一特許に関するすべての手続において代理人を介して行為する必要がある。

V. 口頭審理及び証拠調べ、通知、期限

14. EPC 規則第 VII 部第 III 章(口頭審理及び証拠調べ)及び第 IV 章(通知)を準用する。口頭審理を求める基本的権利は、規則 21 に規定されており、その解説を参照されたい。

15. 期間の計算に関しては、EPC 規則 131 を準用する。法的確実性のために、及び単一効力請求手続の全体の時間を合理的に短く保つために、規則(EU)No. 1257/2012 に従って、EPC の期間に対し若干の変更が提案されている。すなわち、規則 20(4)は、EPC 規則 132 の本質を引き継いでいるが、最小期間を 2 月の代わりに 1 月に短縮している。この短縮の理由は、単一効力請求手続が、それが専ら純粋に方式上の要件の充足に関係している限り、特許付与の手続とは著しく異なっていることにある。それは特に、長い期間を正当化することになる、請求人からの実質的応答の作成を要求しない。

16. 更に、EPC 規則 133(1)の内容は、規則 20(1)(g)において、そこにいう書類は関連する期間の満了後 1 月以内に受領されていなければならないというただし書きと共に、別個に規定されている。これは、EPO に提出されるべき主な書類が事実上単一効力請求書及び翻訳文である事実を前提として、単一効力請求書の提出のための 1 月期間と合致しているべきである。

規則 21 口頭審理

(1) 口頭審理は、欧州特許庁が便宜であると考えるときは庁の要請又は手続の何れかの当事者の請求で行われる。ただし、欧州特許庁は、当事者及び主題が同一である場合は、更なる口頭審理の請求を拒絶することができる。

(2) それにもかかわらず、単一効力請求に関する手続において、口頭審理は、欧州特許所有者の請求により、単一特許保護部が便宜と考える場合にのみ、同部において行われる。

(3) 単一特許保護部における口頭審理は非公開とする。

【解説：規則 21－口頭審理】

1. 口頭審理の基本的権利を法定化する EPC 第 116 条(1)に従って、(1)は、それが便宜と考える場合は単一特許保護部の要請又は手続の何れかの当事者の請求により行われる。ただし、単一特許保護部は、当事者及び主題が同一である場合は、同部における更なる口頭審理の請求を拒絶することができる。
2. ただし、手続の簡略化のために、口頭審理は手続の当事者からの請求に基づいて開かれるべきとする原則は単一効力請求の手続においては明白に制限されるべきであることが提案されている。こうして、単一効力請求に関する手続における口頭審理は、通常排除されるようになり、単一特許保護部が便宜であると判断する場合にのみ行われるべきである。対面対話が単一効力の登録に関連する問題のより迅速な解決をもたらすような例外ケースにおいてのみ、EPO は口頭審理を便宜とみなす。
3. 単一効力を登録する手続は、法的確実性の理由によりできる限り迅速なものにしておくべきである。EPO が単一効力の請求を拒絶する意向である場合に所有者の請求により口頭審理を開催することは、EPO において口頭審理の十分な準備を必要とするところから(準用される EPC 規則 115(1)に従って少なくとも 2 月前の召喚状を以て所有者を召喚しなければならない(規則 20(2)(e)参照))、原則として全体の手続を著しく遅延させることがある。これはまた、極めて費用集約的である(召喚状を伴う通信の発行、翻訳文の提供、議事録をとること)。更に、口頭審理は更なる明瞭性を産み出さないであろう。何故なら、方式上の瑕疵は通常除去することができず、大多数の場合において、法的状況は明快かつ単純であるからである。
4. その他の手続(例えば更新手数料納付期限に関する、又は単一効力の請求提出期限に関する権利の回復手続)に関する口頭審理は、この制限に影響されず、提案された(1)に従って、請求により開催されるべきである。

規則 22 権利の回復

- (1) 欧州特許又は欧州単一特許の所有者であって、状況により求められる相当な注意を払っていたにも拘わらず欧州特許庁に対する期限を遵守できなかったものは、この期限不遵守が、直接の結果として、欧州単一特許の規則 14(1)(b)に従う失効又はその他の権利若しくは矯正手段の喪失をもたらした場合は、請求により自己の権利を回復させられるものとする。
- (2) (1)に基づく権利回復の請求は、期限不遵守の原因除去から 2 月以内であるが、少なくとも遵守されなかった期限終了から 1 年以内に、書面により提出しなければならない。ただし、規則 6(1)に指定する期間に関する権利の回復請求は、当該期間満了から 2 月以内に提出しなければならない。権利回復の請求は、単一特許保護に係る手数料に関する規則に規定される手数料が納付されるまで提出されたものとみなさない。
- (3) 請求は、その根拠を述べ、それが依拠する事実を明示しなければならない。懈怠した行為は、(2)に従う請求提出のための関連する期間内に完了しなければならない。
- (4) 欧州特許庁は、本規則に定める条件が満たされている限り、当該請求を承認する。それ以外の場合は、庁は請求を却下する。
- (5) 請求が承認された場合は、期限不遵守の法的結果は生じなかったものとみなされる。
- (6) 権利の回復は、権利回復を請求するための期限に関し、及び規則 7(3)にいう期間に関しては、除外される。

(7) 1 又は複数の参加加盟国において、欧州単一特許の主題である発明を、(1)にいう権利の喪失から単一特許保護登録簿における当該権利回復の記載公表までの期間中に、善意で使用した、又は使用のための効果的かつ真摯な準備を行った者は、業として又はその必要性のために、支払をすることなく当該使用を継続することができる。

[解説：規則 22－権利の回復]

1. 権利の回復は、単一効力の請求手続を含め、欧州単一特許に関するすべての手続に対する適用可能な唯一の法的救済手段として取り入れるべきであることが提案されている。明瞭性及び読み易さの理由により、権利の回復及びその更なる処理との相互作用を支配する多数の異なる EPC 規定に対する相互参照は、不明瞭で読むには難しすぎるものとなるであろう。従って、新たな包括的規定が策定されている。
2. 権利の回復を生じる典型的なケースは、欧州単一特許に関し更新手数料を適時に納付することの懈怠であろう。それに加えて、欧州特許の所有者が単一効力の請求を提出せず、又は当該請求を遅れて提出した場合は、同人が、規則 6(1)に規定する、延長不可の 1 月期間に関して権利の回復を取得することができるようにすべきことが提案されている。更に、そのような場合に、回復の請求は当該期間満了後 2 月以内に提出されるべきことが提案されている。懈怠した行為、すなわち単一効力請求の提出もこの 2 月期間内に完了されなければならない。
3. 通常の 1 年間に代わる特別な 2 月の期間は、単一効力の請求手続が、規則 (EU)No. 1257/2012 に従って、法的確実性の故に全体時間の短い迅速な手続であるべきという事実によるものである。従って、支配的な利点は、特許権者が欧州単一特許又は国内検証を経て異なる法体系の何れかを選択することができる付与後の不確実な状態における法的状況の早期の明確化である (EPC 規則 136 に関連して EPC 第 87 条(1)に基づく優先期間における権利の回復について規定された特別期間も参照されたい)。
4. 同一の理由(すなわち手続の時間を短縮すること)により、規則 7(3)にいう期間(すなわち単一効力の請求における方式不備を是正するための 1 月期間)を権利の回復から除外することが提案されている。

規則 23 決定の形態

欧州特許庁の決定であって、それに対して統一特許裁判所に関する協定第 32 条第 1 項(i)に従って統一特許裁判所に訴訟を提起できるものは、理由を付したものでなければならず、統一特許裁判所へ訴訟を提起する可能性を指摘した通信を伴わなければならない。当事者は、通信の懈怠を引き合いに出すことができない。

[解説：規則 23－決定の形態]

1. 提案された規則 23 は、EPO の決定に対する訴訟は統一特許裁判所に提起されるべきであるという事実に鑑みて要求される若干の適合を加えた上で、EPC 規則 111(2)を複製している。

規則 24 中間見直し

欧州特許庁が、欧州特許庁の決定を取り消す、又は変更する請求は容認できる旨を統一特許裁判所から通知された場合及び欧州特許庁がその請求は十分に根拠があると判断した場合は、

欧州特許庁は、その請求の受領日から2月以内に次のことを行う。

- (a) 原告の求める命令又は救済に従って争われた決定を是正すること
- (b) 決定は是正された旨を統一特許裁判所に通知すること

[解説：規則 24－中間見直し]

1. 提案された規則 24 は、大部分は EPC 第 109 条に合わせて作られており、統一特許裁判所 手続規則草稿(以後、「草稿 RoP UPC」という)の規則 91 と密接に関連している。
2. 規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条にいう業務を遂行するに際し EPO の下した決定に関する訴訟は、EPO の決定の送達から 2 月以内に統一特許裁判所に提起することになる(UPC 協定第 32 条(1) (i) 参照) (「庁の決定を取り消し又は変更する請求」を律則する草稿 RoP UPC 規則 88 参照)。
3. その後 UPC は、認容可能性のチェックを行う(出願人は該当する場合は不備を補正することができる)。請求が容認可能である場合は、UPC は、それを草稿 RoP UPC 規則 90 に基づいて EPO へ送付する。草稿 RoP UPC 規則 91 に基づいて、EPO は、請求の受領日から 2 月の期間中に争われた決定を是正し、裁判所に対し決定が是正されたことを通知する。提案された規則 24 は、この手続を反映している。
4. 規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条にいう業務を遂行するに際し EPO の下した決定に関する訴訟は、EPO(UPC を巻き添えにすることなく決定後の見直し過程を許したかもしれない)ではなく統一特許裁判所に提起すべきであるため、実施の枠組みの中で、反対の決定が発行される(例えば請求の却下)虞がある場合又は事件が複合的な法律問題を含んでいる場合に、単一特許保護部の法的資格を有する職員(規則 4(3) 参照)が決定の発行の前に関わるようにする EPO 内部手続(例えば内部ガイドライン)を設定することが提案されている。このことにより、EPO の決定であって、それに対する訴訟が UPC に提起できるものが法的に妥当であることが保証されることになる。